

工事着手日選択契約方式試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、吉野川市が発注する建設工事の一部において、受注者が人員や資機材を効率的に配置し、生産性の向上を目的として、発注者が設定した最大準備期間内で、着手日を選択して契約を締結することができる方式（以下、「工事着手日選択契約方式」という。）を試行するにあたり、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、各号に掲げる用語の定義は次のとおりとする。

(1) 最大準備期間

契約締結（予定）日から実工期の始期の前日までの期間で準備日数と余裕日数を合わせた期間

(2) 実工期

工事を実施するために要する期間で、後片付け期間を含んだもの

(3) 工事着手日

契約締結日以降で実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設又は測量を開始することをいう。）の初日

(4) 提示工期

最大準備期間と実工期を合わせた期間

(対象工事)

第3条 建設工事のうち、発注者の判断により工事着手日選択契約方式を実施することが有益と認められる工事を対象とする。

2 対象工事は、工事名の末尾に「(着手日選択型)」と追記する。

(提示工期)

第4条 発注者は、入札公告又は指名通知において、実工期に最大準備期間を加算した期間を工期として提示する。

2 最大準備期間は、当面の間、原則6か月を超えない日数に通常の準備日数を加えた範囲内で設定できることとする。ただし、契約後に関係者等との協議が必要になった場合等は、これに必要日数を加えることができる。

(契約工期)

第5条 受注者は、当初契約の締結までに工期等届出書（様式第1号）によって、提示工期の範囲内で工事着手日の翌日から起算して実工期が確保できる範囲で工期の終期日を選定することができる。ただし、工期の終期日は吉野川市の休日を定める条例（以下、「条例」という。）第1条に規定する市の機関の休日を除くものとする。

2 発注者は、第1項の規定による届出があった場合は、原則として受注者が希望する工期により契約しなければならない。

3 当初契約の締結までに第1項の規定による届出がない場合は、第4条第1項で提示した工期により契約を行う。

(工事着手日)

第6条 受注者は、契約締結日から起算して最大準備期間の範囲で任意の日を工事着手日とすることができる。なお、工事着手日は、契約後に提出する工程表に明記しなければならない。

2 受注者は、監督員の承諾を得て工事着手日を変更することができる。

(現場代理人及び主任技術者等の配置)

第7条 受注者は、工事着手日の前日まで現場代理人及び主任技術者又は監理技術者（以下、「技術者等」という。）を配置することを要しない。

2 受注者は、第1項の規定によらず「現場代理人及び主任技術者等選任通知書」を通常工事と同様の期限内に提出しなければならない。

(工事着手日前の取扱い)

第8条 工事着手日の前日までの工事現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。

2 受注者は、工事着手日の前日までの期間において、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場への資材の搬入や仮設物の設置など、工事の着手を行ってはならない。

3 契約後の不測の理由により、工事着手日の前日までの期間に応急工事等の必要が生じた場合は、別に技術者等を配置（書面（任意様式で報告））し、応急工事等に着手することができる。

(経費の負担)

第9条 工事着手日選択契約方式の適用により増加する経費は受注者の負担とする。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項については、別に定めるところによる。

附則

この要領は、令和3年5月1日から施行する。